県発注工事における県内業者に準ずる県外業者の取扱いについて (平成28年6月30日建政-530)

県発注工事における県内業者に準ずる県外業者(以下「準県内業者」という。)については、県内に営業拠点を有し、相当数の県内労働者を常時雇用し、県内雇用・経済に対する貢献度を勘案し、その取扱いを次のとおりとする。

1 準県内業者の定義

建設業法第3条の規定による主たる営業所を秋田県外に有し、かつ、従たる営業所を秋田県内に有する者で、秋田県内の従たる営業所の社員(雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者及び常勤の役員に限る。)の合計が50名以上で、その90%以上が秋田県内居住者であるもの

2 準県内業者に入札参加資格を認める工種 法面工事、電気工事、給排水冷暖房衛生設備工事、水道施設工事及び鋼構造物工事

3 入札参加資格要件等

(1)特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。) 秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成2年3月23日監-2083) 第4条第2項に規定する運用基準による。

(2) 単体(法面工事)

「入札参加資格要件」及び「指名標準」について(平成16年6月1日建管-711)による。

※参考1 一覧表

| ①入札参加形態 | ②格付工種 | ③金額区分 |
|------------|-----------------|---------------|
| 特定JV | 電気工事(電) | 予定価格1億円以上 |
| | 給排水暖冷房衛生設備工事(給) | |
| | 水道施設工事(水) | |
| | 鋼構造物工事(鋼) | 予定価格 2 億円以上 |
| 単体 | 法面工事 (法面) | 予定価格4,000万円未満 |
| (「入札参加資格要 | | |
| 件」及び「指名標準」 | | |
| について(平成16 | | |
| 年6月1日建管-7 | | |
| 11) に規定) | | |

※参考2 法面工事区分表

| | 工種区分 | 単体 | 等級格付、 | 地域要件 | 施工実績 | 配置予定技術者 |
|---|-------------|------|-------|---------|---------|----------|
| | | • JV | 建設業許可 | | | (主任技術者) |
| 1 | 種子吹付 | 単体 | 法面工事A | 県内に主たる営 | 元請けとし | 1級又は2級土木 |
| | 厚層基材吹付 | | 級、 | 業所 | て同種工事 | 施工管理技士(土 |
| | 落石防護網 | | とび・土工 | | の施工実績 | 木) |
| | (予定価格4,000万 | | 工事業の許 | | 有り (JVは | |
| | 円未満) | | 可 | | 出資比率20 | |
| 2 | ①以外の法面工事 | | | 県内に主たる営 | %以上に限 | 1級土木施工管理 |
| | (予定価格4,000万 | | | 業所又は県内に | る) | 技士 |
| | 円未満) | | | 営業所(準県内 | | |
| | | | | 業者に限る。) | | |
| 参 | 4,000万円以上 | JV | 同上(代表 | 代表者: | 同上(代表 | 代表者:1級土木 |
| 考 | | | 者は特定許 | 県内に営業所 | 者のみ) | 施工管理技士 |
| | | | 可) | 構成員:県内に | | 構成員:1級又は |
| | | | | 主たる営業所 | | 2級土木施工管理 |
| | | | | | | 技士 (土木) |

なお、①の工種と他の工種(ロックボルト等)の複合の場合は②に区分する。

4 準県内業者の資格確認手順

(1) 提出書類の内容確認

次の①~③の手順により、提出書類の内容を確認すること。

| 工 | 7/セ⇒刃 | かおナフ担山事籽 | 炒 到 |
|---|-------|---------------------------|---------------|
| 手 | 確認 | 確認する提出書類 | 確認内容 |
| 順 | 事項 | | |
| 1 | 合計社員 | 秋田県内にある営業所等の社員(雇用期間 | 名簿に記された社員が50名 |
| | 数 | を特に限定することなく常時雇用されてい | 以上いるか |
| | | る者及び常勤の役員に限る。)の <u>名簿</u> | |
| | | (提出日現在の住所、氏名、生年月日、県 | |
| | | 内営業所の合計社員数及び県内居住者の合 | |
| | | 計社員数が記載されたもの) | |
| 2 | 常勤性 | 秋田県内にある営業所等の社員が記載され | ・名簿に記された社員は常勤 |
| | | ている健康保険・厚生年金保険被保険者標 | 性を有するか |
| | | 準報酬決定通知書の写し(高齢者等により | ・常勤性を有する社員は合計 |
| | | 提出できない場合にあっては、職員の常勤 | 50名以上いるか |
| | | 性を確認できる書類) | |
| 3 | 県内居住 | 秋田県内にある営業所等の社員のうち、県 | ②により常勤性を確認できた |
| | 社員数 | 内に居住する者の直近の住民税特別徴収税 | 者のうち、住所が秋田県内の |
| | | 額決定通知書の写し(氏名、住所、発行年 | 者について、県内居住を確認 |
| | | 月日及び発行市町村名がわかる部分で可) | できるか |
| | | 又は提出日の3ヶ月以内に発行された住民 | |
| | | 票(個人番号が記載されていないものに限 | |
| | | る。)の写し | |

(2) 資格要件の確認

(1)による確認後、準県内業者の要件を満たしているかを次により確認すること。

(1)の③で確認された 県内居住者数

(1)の②で確認された常勤性 ÷ を有する社員の合計数(50 名以上必要)

≥ 90%

5 その他留意点

農林水産部及び建設部が所管する法面工事にあっては、県内建設業者等における更なる受注機会の確保に関する取組について(平成27年5月25日建政-352)の趣旨から、予定価格が4,000万円未満となるよう分割に努めること。

附則

- 1 この取扱いは、平成28年7月15日以降に入札公告等を行う工事から適用する。
- 2 平成28年7月14日以前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例に よる。

附則(令和6年12月27日建政-1609 一部改正)

1 この取扱いは、令和7年1月1日から施行する。